

アスベスト疾患や建設労働者に多い職業病も労災対象です

アスベストによる疾病は、長い潜伏期間を経て中皮腫・肺がん等の非常に重い疾病を発症することがあります。

医療費も高額になり、療養も長期にわたるため、労災認定による生活補償が不可欠となります。



熱中症	腰痛	上肢障害	振動病
高温や多湿の現場作業で起こる意識障害、発熱、ケイレン、脱水等	現場で重いものを持ちたり、無理な姿勢をとったりして発症する痛み等	力仕事による手のしびれや肘の痛み等	電動工具等を長きにわたり使用したために起こる手のしびれや肘の痛み等
			

仕事中のケガはもちろん、家から現場に向かう途中でケガをした場合も労災保険の対象となります。

※適用の条件・詳細につきましては、所属の支部または組合にお問合せください。

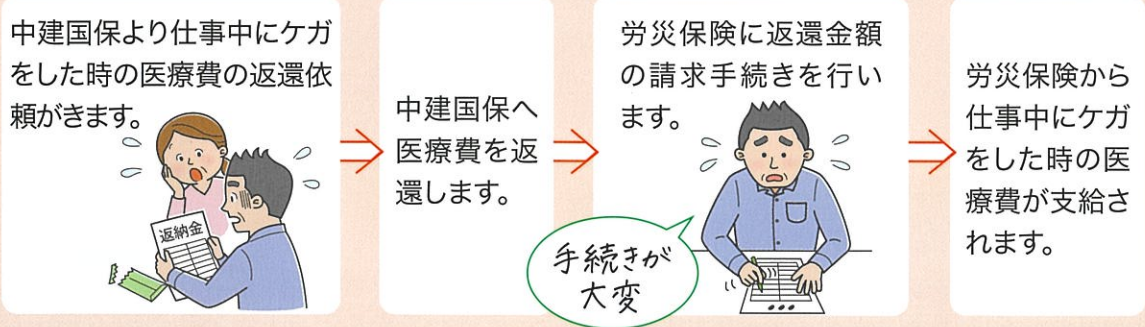
もし、仕事中にケガをしてしまったら…



病院の窓口で「**仕事中のケガです!**」と必ず伝えて治療を受けてください。「とりあえず健康保険で治療」と考えず、**最初から労災保険で治療しましょう!**



もしも健康保険を使ってしまうと… 改めて手続きが必要です! /



\\ みんなで守ろう中建国保!! //